

国内で豚熱の発生が続いています



効果的な防疫で拡大を食い止めましょう <https://jaccnet.zenoh.or.jp/action/>

R5年3月に86事例目の発生がありました。4月の発生報告はありません

豚熱はワクチンを打てばかからない病気ではありません
 発生農場では豚熱ワクチン接種前や接種直後の子豚で発生が見られます
 豚熱発生を防ぐには、日ごろの飼養衛生管理の徹底が大事です
 特にイノシシなど野生動物・野鳥の侵入防止に注力しましょう！
 防護柵に関しては定期的に破損部分がないか点検を！

イノシシの習性

昼夜を問わずエサを求めて活動し、味が濃く甘いものが好物です
 行動範囲は2～3km四方で、定着と移動を繰り返します
 警戒心が強く臆病で人前に姿を現しませんが慣れると大胆不敵になります
 学習能力が高く、エサが食べられると分かると何度も侵入を試みます
イノシシは柵をくぐり抜けようとします。柵の固定をしっかりとしましょう
季節ごとのイノシシの行動（冬眠はせず、年中活動しています）

冬	春	夏	秋
発情・交尾期	出産・授乳期		性成熟

各地の**野生イノシシ検査状況**(農水省webページ)をチェックしましょう

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar_map.html

豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です

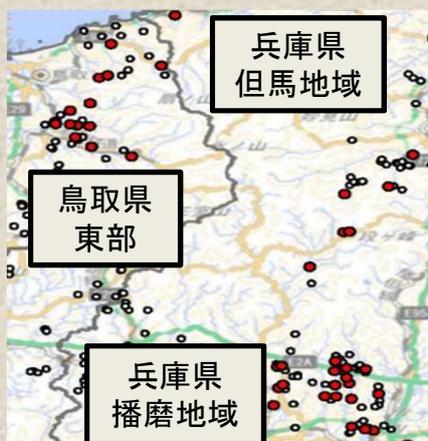
発生農場周辺では発生前に豚熱ウイルス陽性のイノシシが見つかっています
周辺で豚熱ウイルス陽性のイノシシがみついているかを確認しましょう！

東北地方要注意！



岩手県
 県南地域で増加(+3例)
 発生が東側へ拡大

山陽・山陰地方も要注意！



鳥取県
 東部地域で増加(+7例)
 兵庫県
 播磨地域で増加(+5例)
 但馬地域で検出



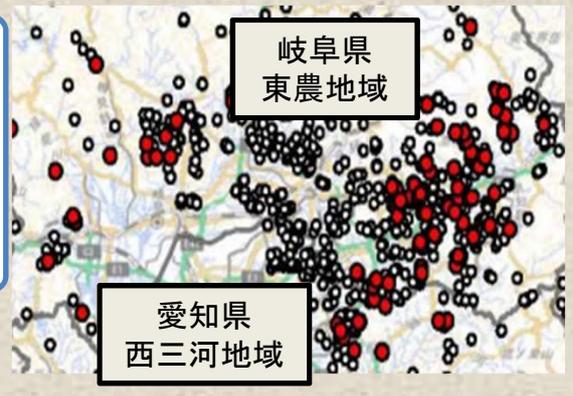
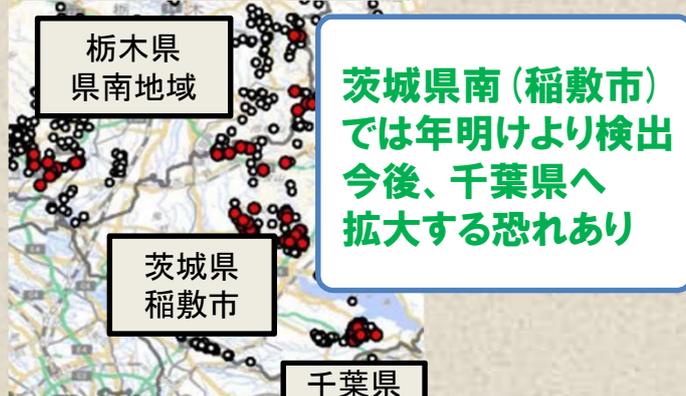
島根県
 岩見地域で増加(+11例)
 山口県
 長北地域で増加(+6例)

・農水省の捕獲調査結果(WEB公開) 白:豚熱陰性 赤:豚熱陽性

(R5.5.9現在)

茨城県南注意！千葉県要警戒！

東海地域(岐阜・三重)要注意！



栃木県県南地域で増加(+5例)
茨城県稲敷市(県南;千葉県境)で2例検出(+6例)

岐阜県東濃地域で増加(+29例)
三重県南部で増加(+1例)

病原体を入れない

病原体を広げない

野生動物対策

1. 衛生管理区域境界部分フェンス設置
2. 農場・畜舎周囲の除草・整理整頓
3. 畜舎、堆肥舎への防鳥ネット設置
4. 畜舎破損箇所の修繕
5. 畜舎床面を介した雨水等侵入防止

1. 畜舎毎に専用の手指消毒薬、衣服・長靴を設置・使用
畜舎内外衣服・長靴の交差汚染防止
2. 畜舎毎に踏込消毒槽を設置・使用
3. 毎日の豚の健康観察と記録
4. 畜舎が空になったら必ず清掃・消毒
5. ネズミ、ハエの定期的な駆除

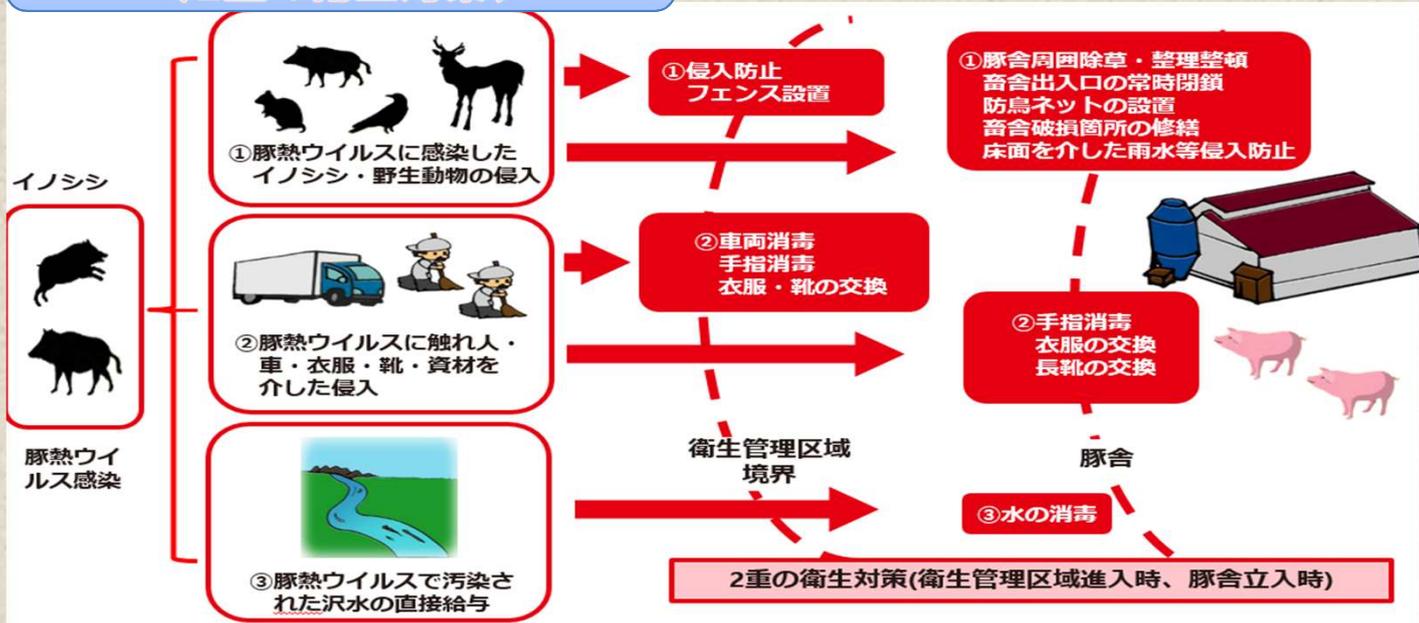
人・車両・資材を介した持ち込み対策

1. 人、車両立入り規制、入場履歴記録
2. 農場内に人が入る場合は手指消毒、専用衣服・靴の着用
3. 農場内に車を入れる時は動力噴霧器による薬液消毒

病原体を増やさない

1. 過密をさげ、適切な密度で飼育
2. 調子の悪い個体の早期発見・対応
3. 暑すぎ、寒すぎ、換気不足、すきま風
これらを避けた良い環境で飼育する
4. 畜舎の定期的な掃除

**ウイルスの農場進入予防ポイント
(2重の衛生対策)**



豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正について R4.12.23付

【これまで】

豚熱ワクチン接種推奨地域における豚熱ワクチン接種は同防疫指針にもとづき家畜防疫員、知事認定獣医師が対応していました

【これから】

各都道府県の認定農場において都道府県が登録した登録飼養衛生管理者が家畜防疫員または知事認定獣医師の指示にもとづき豚熱ワクチンを接種できるように改正されました（接種するには条件があります）

ただ今、各都道府県において登録飼養衛生管理者になるための研修会や認定に関する説明会が開催中です

詳細は最寄りの家畜保健衛生所へお問い合わせください

○認定農場とは？

都道府県知事が以下の要件を満たした農場を認定します

1. 飼養衛生管理基準が遵守され、家畜保健衛生所および家畜防疫員または知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること
2. 豚熱ワクチンの厳格な管理に係る作業手順書作成、体制ができていること
3. ワクチン接種計画、保管および使用に係る詳細な手順を記載した作業手順書の作成および適切な実施ができること

○登録飼養衛生管理者とは？

都道府県が行う研修会に参加後、都道府県知事が以下の要件を満たした飼養衛生管理者を認定します

1. **適時性：**
家畜保健衛生所および家畜防疫員および知事認定獣医師と同等以上にワクチン接種を行うことができると認められること
2. **適切性：**
豚熱ワクチン接種に必要な知識および技術を習得および維持していること
家畜保健衛生所との連携および家畜防疫員または知事認定獣医師との連携が緊密にとれ、その指示および指導に従うことができること

認定農場の登録飼養衛生管理者に対する 豚熱ワクチン使用の条件

認定農場における登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン使用に際しては以下の要件を満たすと判断した場合、法第50条にもとづき都道府県が許可します

1. 認定農場において接種を行う者が登録飼養衛生管理者に限定
2. 登録飼養衛生管理者が下記6つの事項を遵守
 - ① 家畜防疫員または知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施
 - ② 作業手順書に従うこと
 - ③ 申請に係る接種対象農場以外への接種は行わないこと
 - ④ ワクチンの譲渡または引き渡しを行わないこと
 - ⑤ 豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守
 - ⑥ ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には標識を付すこと
3. ワクチン等の管理を適切に実施すること
4. ワクチン接種の実施状況について、都道府県知事に毎月報告すること

豚熱に効く消毒剤

種類	商品名	希釈倍数	種類	商品名	希釈倍数
塩素剤	ビルコンS	500倍～2000倍	逆性石けん	ロンテクト	500倍～2000倍
	クレンテ	300倍～3000倍		パコマ	500倍～2000倍
	スミクロール	100倍～1000倍		クリアキル100	500倍～2000倍
		アストップ		500倍～2000倍	
ヨウ素剤	クリンナップA	200倍～800倍	オルソ剤	オーチストン	100倍～300倍
	ファインホール	200倍～800倍		ゼクトン	100倍～300倍
	バイオシッド30	500倍～1000倍		タナベゾール	100倍～200倍
	ポリアップ16	2000倍～5000倍			
アルデヒド	グルタクリン エクスカット	200倍～1000倍	消毒薬以外にも、過酢酸系除菌剤(ビネパワー)の600倍希釈液を踏込消毒槽に使うことも推奨します		
		200倍～1000倍			

希釈倍率	以下の量の消毒液を作るのに必要な原液			以下の量の原液で作れる消毒液の量		
	18リットル	100リットル	500リットル	100cc	250cc	500cc
100倍	180cc	1リットル	5リットル	10リットル	25リットル	50リットル
300倍	60cc	333cc	1.7リットル	30リットル	75リットル	150リットル
500倍	36cc	200cc	1リットル	50リットル	125リットル	250リットル
1000倍	18cc	100cc	500cc	100リットル	250リットル	500リットル
3000倍	6cc	33cc	166cc	300リットル	750リットル	1500リットル
5000倍	4cc	20cc	100cc	500リットル	1250リットル	2500リットル